

企業主導型保育事業の用に供する固定資産税に係る課税標準の特例について

平成29年4月1日から、企業主導型保育事業の用に供する固定資産にかかる課税標準額を減額する制度が開始されました。（地方税法附則15条33項）

ア 特例適用の要件

・ 企業主導型保育事業とは

児童福祉法の認可外施設のうち、事業所内保育事業を目的とする施設の設置者が、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けて実施する保育事業。

・ 特例措置を受ける条件

平成29年4月1日～令和5年（2023年）3月31日までの間に上記の事業を開始し、申請と認定をもらうこと。

イ 特例率

固定資産税の課税標準額を、最初の5年間 **1/3** に軽減（**わがまち特例**）

ウ 提出資料

- ・ 認可外保育施設設置届出書一式(写) …児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、熊本市長に提出した届出書の写し
- ・ 企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書(写)
…子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けたことを証明する書類の写し